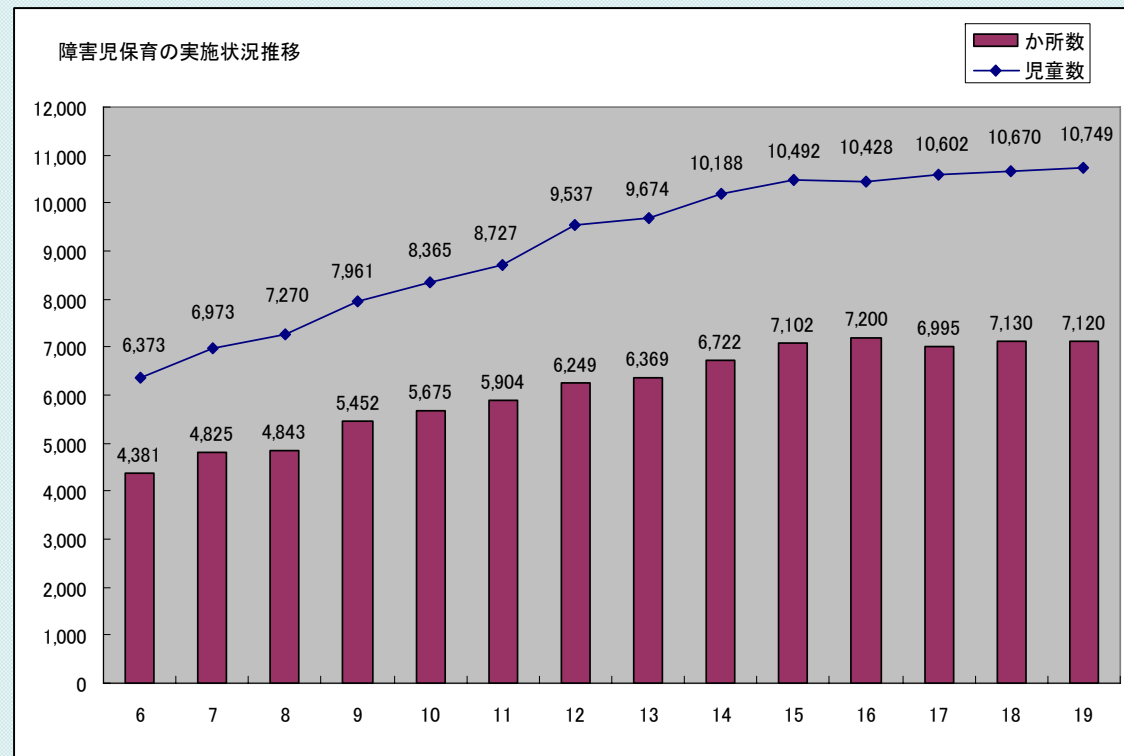


保育所における障害児の増加

- 保育所において、発達障害児をはじめとした障害児の数が増えつつある。

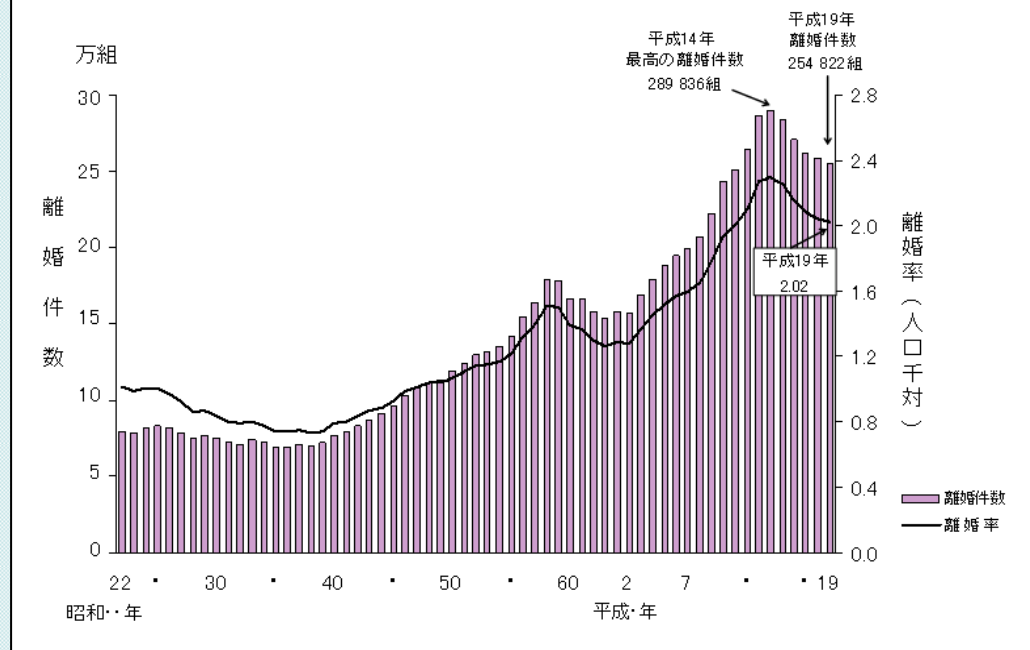


(資料出所) 厚生労働省保育課調べ

ひとり親家庭の増加(家庭環境の変化)

○ 近年の離婚数の増などに伴い、ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)は、ここ10年で4割近く大幅に増加している。

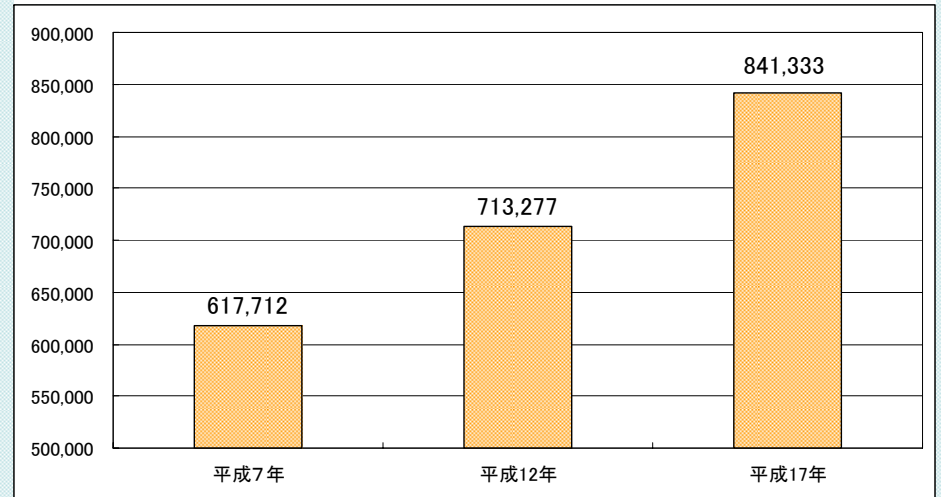
離婚件数及び離婚率の推移



(資料出所) 平成19年人口動態統計

ひとり親世帯数の推移

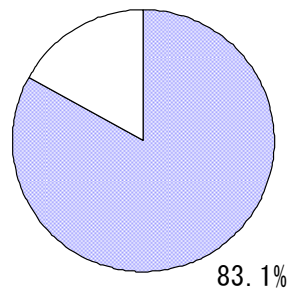
世帯数



(資料出所) 国勢調査

保育所が取り組む家庭への支援

保育所における育児相談の実施の有無



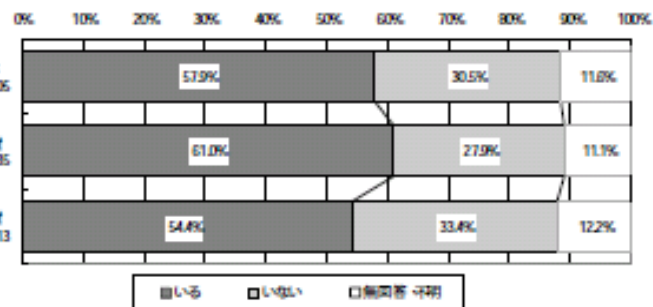
(資料出所) 平成18年社会福祉施設等調査報告

- 育児相談ありと答えた保育所は全体の約83%である。
- そのうち、約92.1%が面接相談、約89.9%が電話相談、約17.7%が育児学級の開催を行っている。

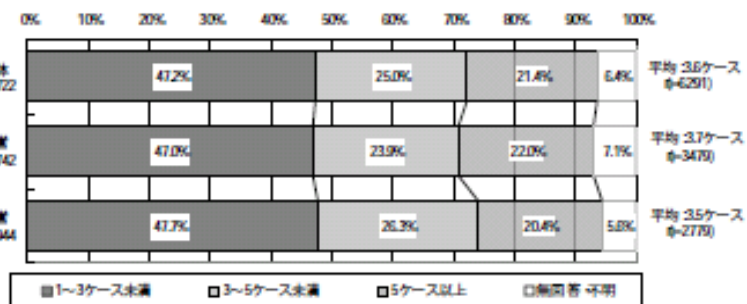
- 生活面、精神面での支援の必要な家庭の有無については、6割近くの保育所が「いる」と答えている。
- 「いる」と答えた保育所において、その支援の必要な家庭の数を見ると、平均3.6ケースと答えている。

生活面、精神面での支援の必要な家庭の状況

図表 2-5-1 運営主体別 生活面、精神面で支援の必要な家庭の有無：単数回答



図表 2-5-2 運営主体別 生活面、精神面で支援の必要な家庭数：数値回答



(資料出所) 全国の保育所実態調査 (平成20年・全保協調査)

保育士の質を向上させるために課題となる事項

- 人間性の向上
- 専門職としての知識
- 第三者評価を活用した保育内容の理解
- 研修システムの確立
- 短時間勤務保育士等も含めた研修参加
- 保育士養成課程の充実

(資料出所) 全国保育士会委員意識調査結果 (平成16年3月全国保育士会)

保育の質の向上のための取組について

1 保育所保育指針の改定(平成21年4月1日施行)

- 子どもの育ちをめぐる環境が大きく変化する中で、保育所に期待される役割が深化・拡大していることを踏まえ、子どもの保育や保護者への支援等を通じて適切にその役割や機能を発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、保育所保育指針の改定を行い、これを推進する。

2 「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」(平成20年3月28日公表)の推進

- 「新待機児童ゼロ作戦」において、「国及び地方公共団体において、保育所における質の向上のためのアクションプログラムを策定し、質の向上のための保育所の取組を支援する」とこととされた。
- これを受けて、今般、国として、保育の質の向上に資する保育所における各種の取組を支援する観点から、国が取り組む施策及び地方公共団体が取り組むことが望まれる施策に関する総合的なアクションプログラムを策定し、推進しているところ。

3 保育所の施設設備に関する最低基準の見直し

- 保育所の最低基準における面積基準については、「制定以来ほとんど改正されておらず、中には明確な科学的な根拠がないままに長年適用されてしまっているものも少なくない」との指摘を受けているところ。
- そこで、機能面に着目した保育所の空間・環境に係る科学的・実証的な検証を平成20年度に行うこととし、この結果を受けて、保育所の施設設備に関する最低基準を見直すこととしている。

4 保育士の確保方策の推進

1 保育士の再就職支援事業(来年度予算概算要求事項)

- (1) 保育士の需給状況等に関する調査研究
今後の保育士の需給状況に関する調査研究を行うとともに、保育士資格を取得していながら就労していない保育士に対して、今後の就労意欲等の調査、再就職に際する問題点等を分析する。
- (2) 保育士の再就職支援研修等
大都市圏(東京・愛知・大阪)に設置する「福祉人材ハローワーク(仮称)」において、福祉人材確保対策の一環として、保育士資格保有者である求職者の再就職支援のために、きめ細やかな職業相談・職業紹介、再就職支援研修をモデル事業として行う。

2 幼稚園教諭免許所持者の保育士資格取得の推進

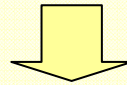
幼稚園教諭免許取得者が保育士資格を取得するには、指定保育士養成施設を卒業するか、保育士試験に合格することが必要であったが、これに加えて、保育士資格を取得するために足りない単位を別途取得できるようにすることを検討する。

保育所保育指針の改定について

「保育所保育指針改定に関する検討会」報告書(平成19年12月21日)

改定の背景

- 子どもの生活環境の変化(人と関わる経験の不足、生活リズムの乱れなど)
- 保護者の子育て環境の変化(不安や悩みを抱える保護者の増加、養育力の低下など)



保育所に期待される
役割が深化・拡大

- ・質の高い養護や教育の機能
- ・子どもの保育とともに、保護者に対する支援を担う役割

保育所が果たすべき役割を再確認し、その役割・機能が適切に発揮できるよう、保育の内容の質を高める観点から、指針の内容の改善・充実を図ることが必要。

改定に当たっての基本的考え方

- 質の向上の観点から、大臣告示化により最低基準としての性格を明確化
- 保育所の創意工夫や取組を促す観点から、内容の大綱化(現行の13章を7章に)
- 保育現場で活用され、保護者にも理解されるよう、明解で分かりやすい表現に
- 指針と併せ、解説を作成

改 定 の 内 容

○ 保育所の役割

- ・ 保育所の役割（目的・理念、子どもの保育と保護者への支援など）、保育士の業務、保育所の社会的責任の明確化

○ 保育の内容、養護と教育の充実

- ・ 養護と教育が一体的に展開される保育所保育の特性とその意味内容の明確化
- ・ 養護と教育の視点を踏まえた保育のねらいと内容の設定
- ・ 保育の内容の大綱化、改善・充実
- ・ 誕生から就学までの長期的視野を踏まえた子どもの発達の道筋
- ・ 健康・安全及び食育の重要性、全職員の連携・協力による計画的な実施

○ 小学校との連携

- ・ 保育の内容の工夫、小学校との積極的な連携、子どもの育ちを支えるための資料の送付・活用

○ 保護者に対する支援

- ・ 保育所の特性や保育士の専門性を生かした保護者支援
- ・ 子どもの最善の利益の考慮、保護者とともに子育てに関わる視点、保護者の養育力の向上等に結び付く支援の重要性

○ 計画・評価、職員の資質向上

- ・ 保育実践の組織性・計画性を高めるための「保育課程」の編成
- ・ 自己評価の重要性、評価結果の公表
- ・ 研修や職員の自己研鑽等を通じた職員の資質向上、職員全体の専門性の向上
- ・ 施設長の責務の明確化

児童福祉施設最低基準の改正

第35条 保育所における保育の内容は、健康状態の観察、服装等の異常の有無についての検査、自由遊び及び昼寝のほか、第12条第2項に規定する健康診断を含むものとする。



第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、厚生労働大臣がこれを定める。

改定に伴う今後の検討課題

- 指針の趣旨・内容の保育現場等への伝達・普及
- 保育内容の充実に資するための制度改正（児童福祉施設最低基準の見直し）
※ 養護及び教育を一体的に行うという保育所保育の特性を明記。
- 保育所における人材の確保と定着
- 保育環境等の整備
- 保育の質の向上のためのプログラムの策定

【今後のスケジュール】

平成21年4月

保育所保育指針の施行